（手数料）

第八十二条　［略］

2　［略］

3　特例法第十四条から第十五条の三まで（これらの規定を同法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について準用する。

4　前項において準用する特例法第十五条第一項の規定による手続に係る申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び手数料の額を記載することによりしなければならない。

5　第三項において準用する特例法第十五条第三項の規定による手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

6　第三項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

7　第三項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

（手数料）

第八十二条　［略］

2　［略］

3　特例法第十五条の三（同法第十六条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について特例法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用せず指定立替納付者による納付の申出をする場合（当該申出をする者が特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合に限る。）に準用する。

［新設］

4　前項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。

様式第十一、様式第十二の二、様式第十五、様式第十五の二、様式第十八の二、様式第十九、様式第十九の二、様式第二十の三、様式第二十の四、様式第二十二の二、様式第二十六、様式第二十六の二、様式第二十七の二及び様式第二十九の二を次のように改める。

様式第12（第24条、第29条の２、第29条の３、第29条の６、第29条の７及び第29条の８関係）

手　続　補　完　書

特許庁長官　　殿

1　国際出願の表示

2　出願人（代表者）

氏　名（名称）　　（署名：＿＿＿＿）

あ　て　名

国　籍

住　所

3　代　理　人

氏　名　　（署名：＿＿＿＿）

あ　て　名

・　・

4　補完命令の日付

5　補　完　の　対　象

6　補　完　の　内　容

7　添付書類の目録

［備考］

1　法第４条第２項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第４条第２項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、第29条の２第１項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の２第１項の規定により明細書等の引用補充）」とし、第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の３の規定により明細書等の引用補充）」とし、第29条の６第１項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の６第１項の規定による命令に基づく欠落部分の補充）」とし、同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の６第１項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充）」とし、第29条の７の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書（第29条の７の規定による適当な明細書等の補充）」とし、法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第17条の規定による手続の補完）」とし、令第１条第１項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは「手続補完書（令第１条第１項の規定による命令に基づく手続の補完）」とする。

2　第29条の２第１項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき、第29条の６第１項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするとき又は同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。

3　「補完の対象」の欄には、「願書のII．出願人の欄」のように補充をする書類名と補充をする箇所を記載する。また、第29条の２第１項の規定による命令に基づき又は第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「明細書及び請求の範囲」のように補充する書類名を記載する。第29条の６第１項の規定による命令に基づき又は第29条の７の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「補完の対象」の欄を「補充の対象」とし、「請求の範囲・請求項３」のように補充する書類名及び箇所を記載する。

4　「補完の内容」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の２第１項の規定による命令に基づき及び第29条の３の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の８第１項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「補完の内容」の欄を「欠落部分の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「補完の内容」の欄を「適当な明細書等の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。

5　補完事項を別紙を用いて表示するときは、「補完の内容」の欄には「別紙のとおり」と記載し、補完事項を記